

平成 15 年 11 月
国 税 庁

国際的租税回避スキームへの対応

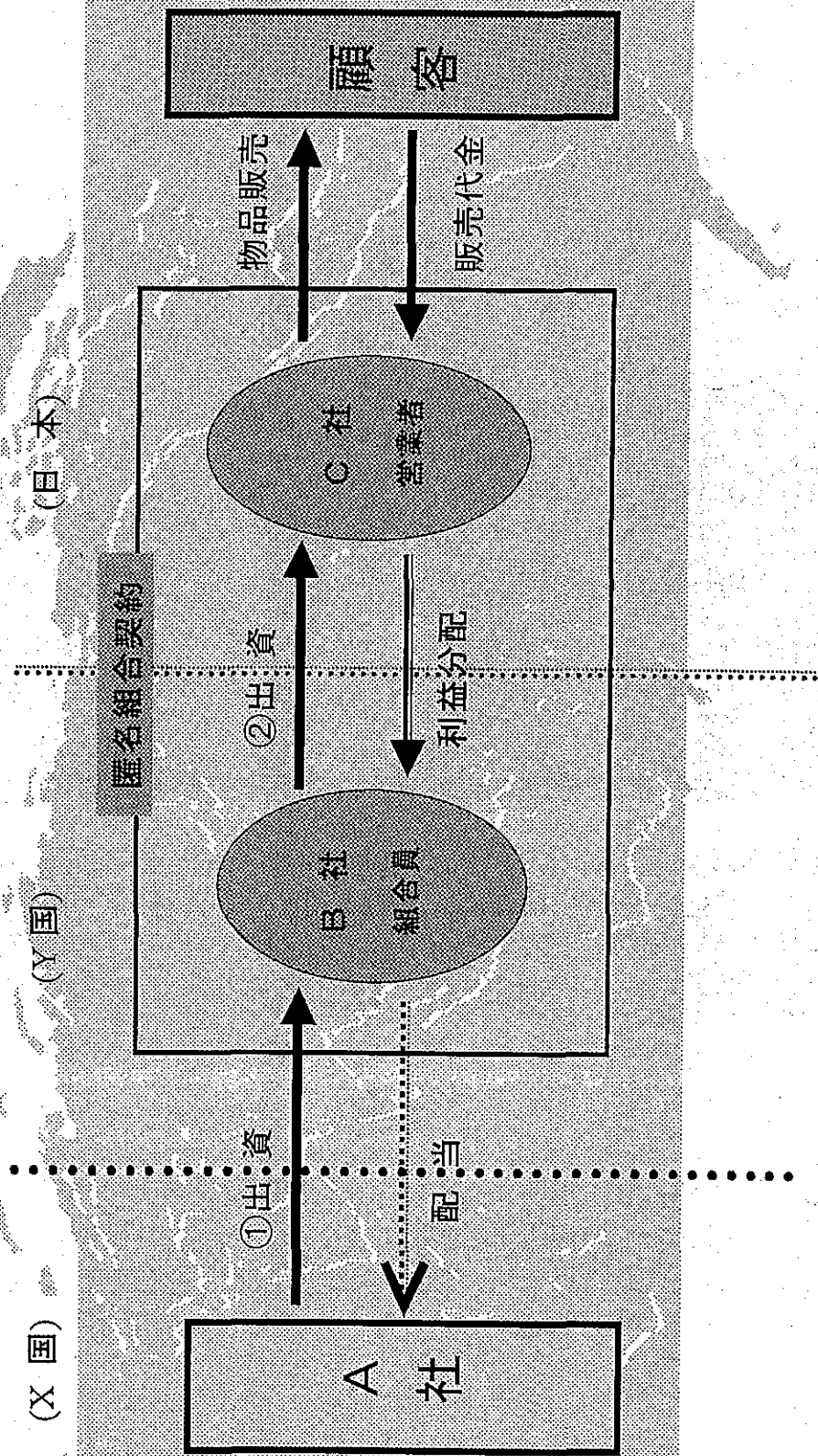
「国際的租税回避」の問題が顕在化

社会・経済活動のボーダレス化の急速な進展、資本移動のグローバル化などを背景として、各国における税制の様々な差異等を利用して不当に税負担を逃れようとする「国際的租税回避」の問題が顕在化。

「国際的租税回避」問題への対応

- ・ 大規模法人については、その調査を担当する国税局調査部を中心に、海外取引調査のための体制の充実、強化を図るとともに、種々の調査事例の集積等に積極的に取り組んできたところ。
- ・ 中小規模法人や個人投資家等への調査体制を強化するため、昨年度から、主要な国税局の課税部に設置された「国際化対応プロジェクトチーム」に専担者を配置。
- ・ 複雑に仕組まれたスキームに対しては、取引実態の把握とともに、課税上の問題が認められた事案については、事実関係の的確な把握に努め、適用法令を精査し、課税の適否を判定した上で、適正な課税を行うことが重要。

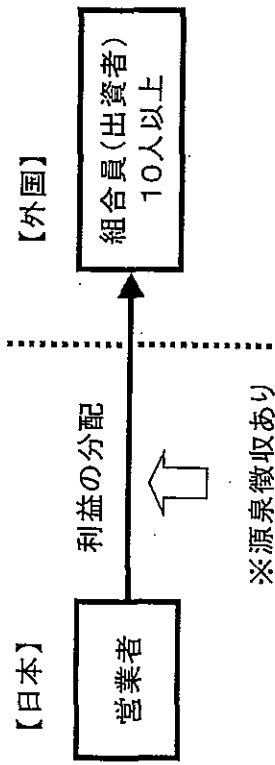
事業会社が匿名組合を利用した租税条約漁り事例



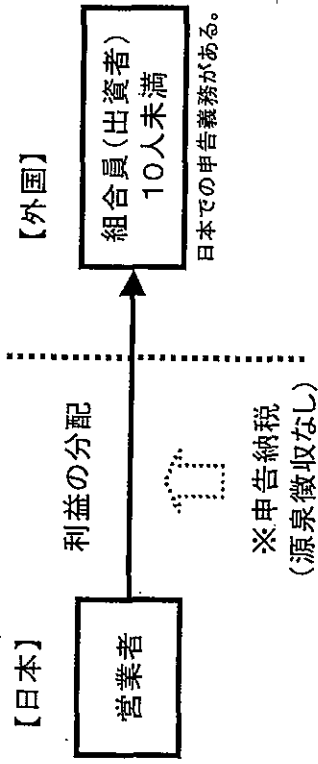
非居住者・外国人の匿名組合契約等に基づく利益の分配に対する課税関係

14年度改正前

○ 匿名組合員(出資者)が10人以上の場合



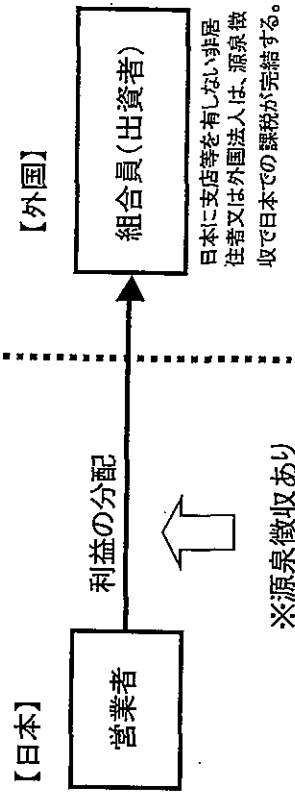
○ 匿名組合員(出資者)が10人未満の場合



※租税条約により免税となる場合がある。

14年度改正後

組合員の人数に関係なく源泉徴収が行われる。



※租税条約により免税となる場合がある。